

NPO等への寄附金の税制上の扱い

所得税と個人住民税の比較 (寄附金控除)

所 得 税 (昭和37年創設)	個人住民税 (平成2年度創設)
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金 (一部事務組合、広域連合は対象外)
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの (指定寄附金) [411件 (H15の指定数)]	住所地の都道府県共同募金会又は住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3 公益の増進に著しく寄与する法人 (特定公益増進法人) に対する寄附金 (1及び2を除く) ① 日本育英会などの特殊法人等 ② (財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③ 科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④ 学校法人 ⑤ 社会福祉法人 ⑥ 更生保護法人 [901法人(H16.4.1現在)]	X
4 特定非営利活動法人 (NPO法人) のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの (認定NPO法人) に対する寄附金 [31法人(H17.4.26現在)]	X
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	X
6 政党等に対する政治活動に関する寄附金	X
「寄附金(※) - 1万円」を所得から控除 ※ 総所得の30%を限度	「寄附金(※) - 10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度

「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」

(平成 17 年 6 月 17 日 政府税制調査会・基礎問題小委員会

・非営利法人課税ワーキング・グループ) から抜粋

三 寄附金税制のあり方

3 地方税（個人住民税）における寄附金税制

地方税である個人住民税については、「地域社会の会費」であり広く負担を分任するという性格などを踏まえ、平成元年度までは寄附金控除の仕組みは設けられていなかった。平成 2 年度に住所地の都道府県共同募金会を対象にはじめて寄附金控除の仕組みが設けられた。その後、平成 4 年度に住所地の日本赤十字社支部が、平成 6 年度には全ての都道府県・市区町村が寄附金控除の対象となった。しかし、税の性格に基づき、対象団体、適用下限額、控除限度額について所得税と比べて大きく異なる制度となっている。

近年、寄附を促進する必要性が指摘されている。非営利法人等の中には、地方公共団体の施策と関連が深く、また、地域に密着した活動を行うものが多くなってきている。

国が一律に個人住民税の寄附金控除の対象を定めることについては地方分権の観点からも慎重であるべきであろう。しかし、こうした地域に密着した非営利法人等については、歳出等による支援の手法のほか、地方税においても寄附金控除が可能となるよう見直していくべきである。また、現行 10 万円の適用下限額についても、大幅に引き下げることが望ましい。

地方税である個人住民税の性格にあった寄附金控除の仕組みは、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっていることも踏まえながら、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきである。その際、控除を行う地方公共団体と寄附金による当該地域の受益との対応関係や、地方公共団体の自主性、市町村・納税者の事務負担などにも留意する必要がある。